

改正後

(対象外)

第14条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

第15条～第16条 (略)

(監査、調査等)

第17条 発注者は、委託契約期間中、受注者が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。

3 発注者は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、実地検査を書面報告に代えることができる。なお、受注者から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

- (1) 受注者がプライバシーマーク又はISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))の認証を取得している場合

改正前

(対象外)

第14条 発注者及び受注者は、次の各号 に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

第15条～第16条 (略)

(監査、調査等)

第17条 発注者は、委託契約期間中、受注者が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。

3 発注者は、以下の各号 に該当する場合は、実地検査を書面報告に代えることができる。なお、受注者から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

- 一 受注者がプライバシーマーク又はISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))の認証を取得している場合

改正後

- (2) 受注者の作業場所について、セキュリティ対策として受注者の従業員以外の立ち入りを禁止している場合
- (3) 受注者の作業場所が県外等の遠隔地にある場合
- (4) 発注者から受注者に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合
- (5) 受注者が、要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が100人未満の場合
- (6) 契約期間が1箇月以内、かつ、発注者が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

以下、省略

改正前

- 二 受注者の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合
- 三 受注者の作業場所が県外等の遠隔地にある場合
- 四 発注者から受注者に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合
- 五 受注者が、要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が100人未満の場合
- 六 契約期間が1箇月以内、かつ、発注者が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

以下、省略